

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
発行所 鹿児島市新屋敷町16の16
編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
URL <http://www.kakikyo.or.jp>
印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2022年(令和4年) September 9月号

令和4年度全国労働衛生週間について



刈干し

【写真提供者：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま.....	1	令和4年7月末速報値 業種別死傷災害発生状況.....	9
令和4年度全国労働衛生週間について.....	2	「受動喫煙防止対策助成金」のご案内.....	10~11
令和4年度全国労働衛生週間説明会・用品等のご案内.....	3	鹿児島働き方改革推進支援センターからのご案内.....	12
パソコン作業時の負担を少なくする方法.....	4	建設事業者のための雇用管理研修のご案内.....	13
脳・心臓疾患及び精神障害等（「過労死」等事案）の 労災補償状況（令和3年度）について.....	5	外国人在留支援センターからのご案内.....	14
月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が 引き上げられます.....	6	全国産業安全衛生大会のお知らせ.....	15
女性の活躍に関する「情報公表」が変わりました.....	7	令和4年度 ゼロ災運動KYTトレーナー研修会のご案内.....	16~17
9月は障害者雇用支援月間です。 障害のある方の雇用にご理解・ご協力を！.....	8	令和4年10月の講習開催のご案内.....	18

さくらじま

先日、東京に行く機会があったのだが、用事を終えて鹿児島に戻ってくると、夕方の明るい時間が東京よりも大分長いと感じた。実際に調べてみると、約30分程度、鹿児島の方が日の入の時間が遅いようであった。

そこで、せっかくの長い夕方の時間を有効に使わなければならないと思い、また、健康診断が秋に控えていることもあり、帰り道に途中下車をして歩くことを始めてみた。

実際に歩いてみると、夕方であっても西日が十分すぎるほどに強く、暑い。このため、歩いている途中で熱中症となり

周囲に迷惑がかかることのないよう、政府が出している「マスク着用の考え方」に基づき、混雑する場所を抜けてからはマスクを外して歩くこととしている。

また、いつもとは違う道を歩いてみると、新しいお店など、ちょっとした発見をすることもある。それが赤提灯の場合には入ってしまいたくなるが、そこは我慢をしながら...

多少歩いたぐらいで変化がすぐに現れることはないとは思いますが、次回以降の健康診断の結果が良いものとなることを期待しつつ、今後も意識して歩くことを継続したいと考えている。

令和4年度 全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第73回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、過労死等事案の労災認定件数は、令和3年度には801件となっており、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている（令和3年労働安全衛生調査（実態調査））。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症のり患による休業4日以上労働災害は、令和3年には19,000人以上発生しており、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した感染予防対策を徹底し継続することが求められる。

人生100年時代に向けて高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりを推進していくため、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、対策を推進しているが、増加傾向にある転倒・腰痛災害の予防のためには、若年期からの健康づくり等の取組も重要である。

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への支援の必要性が高まっていることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進めることにより、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めている。

化学物質による休業4日以上労働災害（がん等の遅発性疾患を除く）のうち、特定化学物質障害予防規則等の特別則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の8割を占めている。また、オルト・トルイジンやMOC Aによる膀胱がん事案など、化学物質等による重大な遅発性の職業性疾患も後を絶たない状況にある。こうした化学物質による健康障害を防止するため、令和4年2月に労働安全衛生法施行令等、令和4年5月に労働安全衛生規則等を改正したところである。改正法令の周知や関連法令に基づく取組の徹底に引き続き取り組むとともに、特別規則の対象となっていない化学物質による労働災害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を更に促進していくことが必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺癌を中心に年間約1,000人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見される。こうしたことを踏まえ、令和2年7月に石綿障害予防規則を改正し、事前調査者の資格要件化をはじめとした事前調査の適正化を図るとともに、一定規模の建築物などの解体・改修工事については、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集空間（多くの人が密集している）、③密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとする。

2 スローガン

あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場

3 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

全国労働衛生週間説明会・用品等のご案内

（公社）鹿児島県労働基準協会

令和4年度全国労働衛生週間が、10月1日から7日までの間「**あなたの健康があってこそ笑顔があふれる健康職場**」をスローガンに始まります。

当協会では、準備期間中に下記日程表のとおり説明会を開催し、鹿児島県における労働衛生の現況、関係統計の情報をお知らせし、労働衛生水準の向上を図ることとしています。参加下さいますようご案内致します。また、併せて周知用の用品（ポスター等）の販売も行います。

なお、当日は、マスクを必ず着用のうえご来場くださるとともにコロナ感染対策にご協力願います。

また、感染拡大等の状況によっては、説明会を中止又は延期する場合がございますので予めご了承下さい。

説明会・用品等の問合せ先

◇鹿児島支部	電話 099-226-7427	FAX 099-226-7429
◇川内支部	電話 0996-25-1377	FAX 0996-41-3936
◇鹿屋支部	電話 0994-40-9055	FAX 0994-40-9056
◇加治木支部	電話 0995-63-1030	FAX 0995-63-1030
◇加世田支部	電話 0993-58-2183	FAX 0993-58-2184
◇志布志支部	電話 099-472-4877	FAX 099-472-4833
◇大島支部	電話 0997-53-5487	FAX 0997-53-6270
◇種子島支部	電話 0997-22-2736	FAX 0997-22-2731

あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場

令和4年度 全国労働衛生週間説明会 日程表

	日時	会場	所在地
鹿児島県管内	9月8日(木)14:00~	ふれあいプラザなのはな館	指宿市東方9300-1
	9月12日(月)13:30~	枕崎市民会館 第1会議室	枕崎市千代田町114
	9月15日(木)13:30~	ふれあいせだいにしへホール	南さつま市加世田川畑2641-2
	9月16日(金)14:00~	ホテルアクシアくしきの	いちき串木野市長崎町101
	9月22日(木)10:30~	鹿児島県歴史・美術センター黎明館	鹿児島市城山町7-2
	9月22日(木)13:00~	鹿児島県歴史・美術センター黎明館	鹿児島市城山町7-2
	9月26日(月)10:30~	西之表市民会館	西之表市西之表7612
	9月29日(木)10:00~	屋久島環境文化村センター	熊毛郡屋久島町宮之浦823-1
	川内署管内	9月7日(水)13:30~	薩摩川内市国際交流センター
9月8日(木)13:30~		出水市マルメ音楽ホール	出水市文化町23
鹿屋署管内	9月13日(火)14:00~	鹿屋市中央公民館	鹿屋市北田町11103
	9月21日(水)13:30~	志布志市文化会館	志布志市志布志町志布志2238-1
加治木署管内	9月14日(木)14:00~	伊佐市文化会館	伊佐市大口鳥巣305
	9月15日(木)14:00~	始良市文化会館 加音ホール	始良市加治木町木田5348-185
	9月16日(金)14:00~	霧島市隼人農村環境改善センター	霧島市隼人町内山田1-14-10
名瀬署管内	9月8日(木)15:00~	和泊町中央公民館	大島郡和泊町和泊10
	9月12日(月)13:30~	喜界町中央公民館	大島郡喜界町赤連18-2
	9月14日(水)10:30~	瀬戸内建設会館	大島郡瀬戸内町古仁屋字松江7-6
	9月16日(金)13:30~	徳之島建設会館	大島郡徳之島町亀津7460
	9月20日(火)10:00~	奄美振興会館	奄美市名瀬長浜町517
	9月21日(水)13:30~	与論町中央公民館	大島郡与論町茶花1015





パソコン作業時の負担を少なくする方法

鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員 岡村 俊彦
(鹿児島県立短期大学 商経学科 教授)

いまや、パソコンをまったく使わない職場はかなり少ないと思います。パソコンのかわりにタブレットを使うことも増えてはいるでしょうが、当面、パソコンを使った作業の比率がそうそう下がることは考えられません。パソコンのようなディスプレイを使った作業は情報機器作業と呼ばれ、特有の生体負担があります。その特徴と対応策をいくつかあげてみます。

まずは視覚への負担です。パソコンの画面を見る場合は机上の書類を見る場合に比べ、視線は上向き=上目づかいになります。上目づかいだとまぶたが開き、眼球の露出面積が広がります（机上作業に比べ眼球露出面積が約1.5倍）。ドライアイという症状はこれが主な原因です。特に大型ディスプレイを使ったデスクトップパソコンの場合はその傾向が強くなります。この負担を減らすには画面の位置を下げることです。まっすぐ前を向いた時にディスプレイの上部が視線より下にくるのを目安にしましょう。

視線が上向きになることによる負担はもう一つあります。上向きになると視野に明るい窓などが入りやすくなります。視野に明るいものが視野に入ると瞳孔は収縮するのですが、その状態でディスプレイを見ることが眼精疲労に繋がります。また、ディスプレイにはつやつやの画面（グレアタイプ）とつや消しの画面（ノングレアタイプ）があります。グレアタイプは鮮やかな色彩で動画視聴などにはいいのですが、映り込みが多いため文字などが見えづらく、仕事には不向きです。

これらの防止策としては、明るい窓を正面や真後ろにならないように（窓が横になるように）座るか、カーテンやブラインドを使うといいでしょう。ディスプレイもなるべくつや消しのノングレアタイプがおすすめです。特にノートパソコンは角度によって天井の照明も映り込み

やすいので、照明もスリット（ルーバー）が入ったタイプに変えると、斜めからの直接照明の映り込みが軽減され、ディスプレイが見やすくなります。そのうえで、ディスプレイの明るさも見やすく調整するといいいでしょう。

身体=筋骨格系への特有の負担もあります。ディスプレイは作業中に気軽に動かさせません。ノートパソコンはキーボードも一体化しています。つまり、パソコンの作業時はディスプレイとキーボードの位置に縛られた、座りっぱなしで手以外は動かさない拘束力の強い姿勢になるのです。これが肩、首、腰に負担がかかる原因です。パソコン作業では、つい集中して長時間同じ姿勢をとることがあり、気がつくとも首が痛い、肩が凝るいったことに繋がります。特にノートパソコンは画面をのぞき込むことで首の角度が不自然になり、キーボードも比較的小さいので手首も窮屈なままタイピング操作をすることになります。

まずは自然な姿勢が取れるように椅子の高さを調整することです。椅子の高さが調整できなければクッションを使ってもいいでしょう。机上の事務作業よりキーボードの厚みの分、少し椅子を高くすると手首への負担も軽減されます。キーボードもパームレスト（手のひらを乗せるクッション）を使うとか、キー配置が工夫されたエルゴタイプ（人間工学）キーボードを使ってもいいでしょう。ノートパソコンで長時間タイピングをする人は外付けキーボードを接続すると負担が格段に少なくなることもあります。

コロナ禍の自宅勤務で、いつもの職場と違う環境でパソコンの作業をする機会が増えた人もいるでしょう。ちょっとした工夫と定期的な休息で、身体に負担の少ないパソコン作業ができるようになります。

9月は「職場の健康診断
実施強化月間」です

～健康診断と事後措置の徹底を～

令和4年度 9.1(木)～30(金)

心とからだの健康推進運動

～健診で心もからだも早めにメンテ持続可能ないきいきライフ～

主唱 全国労働衛生団体連合会
後援 厚生労働省 中央労働災害防止協会

脳・心臓疾患及び精神障害等（「過労死」等事案）の 労災補償状況（令和3年度）について

鹿児島労働局労災補償課

(1) 脳血管疾患及び虚血性心疾患の労災補償状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
全 国	請求件数	936	784	753
	決定件数	684	665	525
	うち支給決定件数	216	194	172
鹿児島	請求件数	8	8	11
	決定件数	4	6	3
	うち支給決定件数	4	2	1

※ 支給決定件数は当該年度以前に請求されたものを含まず。

- ① 全国の請求件数は753件で前年度に比べ31件減少しており、鹿児島県の請求件数は11件で前年度に比べ3件増加している。
- ② 業種別（全国）では、請求件数は「運輸業,郵便業」（155件）、「建設業」（105件）、「卸売業,小売業」（92件）の順に多く、支給決定件数は「運輸業,郵便業」（59件）、「製造業」（23件）、「卸売業,小売業」（22件）の順に多い。
- ③ 職種別（全国）では、請求件数は「輸送・機械運転従事者」（161件）、「専門的・技術的職業従事者」（110件）、「サービス職業従事者」と「建設・採掘従事者」（78件）の順に多く、支給決定件数は「輸送・機械運転従事者」（54件）、「専門的・技術的職業従事者」（27件）、「管理的職業従事者」（19件）の順に多い。
- ④ 年齢別（全国）では、請求件数は「50～59歳」（268件）、「60歳以上」（256件）、「40～49歳」（168件）の順に多く、支給決定件数は「50～59歳」（67件）、「40～49歳」（55件）、「60歳以上」（36件）の順に多い。

(2) 精神障害等の労災補償状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
全 国	請求件数	2,060 (202)	2,051 (155)	2,346 (171)
	決定件数	1,586 (185)	1,906 (179)	1,953 (167)
	うち支給決定件数	509 (88)	608 (81)	629 (79)
鹿児島	請求件数	14 (3)	20 (4)	16 (1)
	決定件数	10 (2)	15 (3)	9 (4)
	うち支給決定件数	2 (0)	5 (1)	4 (2)

※ 各欄（ ）は自殺者数で内数

※ 支給決定件数は当該年度以前に請求されたものを含まず。

- ① 全国の請求件数は2,346件で前年度に比べ295件増加しており、鹿児島県の請求件数は16件で前年度に比べ4件減少している。
- ② 業種別（全国）では、請求件数は「医療,福祉」（577件）、「製造業」（352件）、「卸売業,小売業」（304件）の順に多く、支給決定件数は「医療,福祉」（142件）、「製造業」（106件）、「卸売業,小売業」（76件）の順に多い。
- ③ 職種別（全国）では、請求件数は「専門的・技術的職業従事者」（599件）、「事務従事者」（512件）、「サービス職業従事者」（353件）の順に多く、支給決定件数は「専門的・技術的職業従事者」（145件）、「事務従事者」（106件）、「サービス職業従事者」（105件）の順に多い。
- ④ 年齢別（全国）では、請求件数は「40～49歳」（703件）、「30～39歳」（556件）、「20～29歳」（495件）の順に多く、支給決定件数は「40～49歳」（200件）、「20～29歳」（153件）、「30～39歳」（145件）の順に多い。
- ⑤ 出来事別の支給決定件数（全国）は、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」（125件）、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（71件）、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」（66件）の順に多い。

中小企業の事業主の皆さまへ

2023年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50% (2010年4月から適用)
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

>2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。

就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

「モデル就業規則」も参考にしてください。



このリーフレットは省略版です。オリジナルは厚生労働省のホームページから検索してください。

2022(令和4)年
7月8日施行

女性活躍推進法に関する制度改正のお知らせ

女性の活躍に関する「情報公表」が変わりました

厚生労働省令が改正され、女性の活躍に関する情報公表項目に「**男女賃金の差異**」が追加されました。常時雇用する労働者が301人以上の事業主の皆さまは、下記の改正内容をご覧の上、ご準備をお願いいたします。

今年7月8日の施行に伴い、初回「男女賃金の差異」の情報公表は、**施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表していただきます。**

例：事業年度が10月1日から9月30日の企業は、おおむね令和4年12月末までに、

事業年度が4月1日から3月31日の企業は、おおむね令和5年6月末までに、

それぞれ、初回「男女賃金の差異」を公表した上で、毎年更新していただく必要があります。

労働者が301人以上の事業主の皆さま

以下のA～Cの3項目の情報を公表する必要があります。

- 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
A：以下の8項目から1項目選択 + B：⑨**男女の賃金の差異（必須）*新設**
- 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
C：以下の7項目から1項目選択

常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主は、下記16項目から任意の1項目以上の情報公表が必要です。

各区分の情報公表項目

「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」

以下の①～⑧の8項目から1項目選択
+
⑨の項目（必須）*新設

- ①採用した労働者に占める女性労働者の割合
- ②男女別の採用における競争倍率
- ③労働者に占める女性労働者の割合
- ④係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ⑤管理職に占める女性労働者の割合
- ⑥役員に占める女性の割合
- ⑦男女別の職種または雇用形態の転換実績
- ⑧男女別の再雇用または中途採用の実績

⑨男女の賃金の差異（必須）*新設



「職業生活と家庭生活との両立」

以下の7項目から1項目選択
※従来どおり

- ①男女の平均継続勤務年数の差異
- ②10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- ③男女別の育児休業取得率
- ④労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑤雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑥有給休暇取得率
- ⑦雇用管理区分ごとの有休休暇取得率

- ・「男女の賃金の差異」は、男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均を割合（パーセント）で示します。
- ・「全労働者」「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」の区分での公表が必要です。

「男女の賃金の差異」の情報公表のイメージ

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	XX.X%
正社員	YY.Y%
パート・有期社員	ZZ.Z%

付記事項（例）

- ・対象期間：●●事業年度（●年●月●日～●年●月●日）
- ・正社員：社外への出向者を除く。
- ・パート・有期社員：契約社員、アルバイト、パートが該当。
- ・賃金：通勤手当等を除く。

※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示。
※計算の前提とした重要事項を付記
(対象期間、対象労働者の範囲、「賃金」の範囲等)

- 情報公表の際は、厚生労働省が運営する「**女性の活躍推進企業データベース**」をご活用ください。

URL：<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

- 「男女の賃金の差異」の情報公表に関する詳細を含め、女性活躍推進法の詳細は、**厚生労働省ウェブサイト（女性活躍推進法特集ページ）**をご覧ください。

URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



厚生労働省

鹿児島労働局

雇用環境・均等室
099-223-8239

9月は障害者雇用支援月間です。障害のある方の雇用にご理解・ご協力を！

鹿児島労働局職業対策課

障害者の雇用の促進と安定を図るためには、障害者自身の職業的自立への努力に加えて、国民一般、特に事業主の理解と協力が不可欠であり、関係者が一体となって雇用対策に努めることが重要です。このため9月を「障害者雇用支援月間」と定め、障害者雇用支援運動を積極的に展開することとしています。

○ 障害者就職面接会

日時 令和4年9月29日（木） 13時～16時

場所 ホテルさつき苑（鹿屋市西原）

問合せ先 ハローワーク鹿屋（電話 0994-42-4135）

ハローワーク大隅（電話 099-482-1265）

日時 令和4年10月7日（金） 12時～16時

場所 かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町）

問合せ先 ハローワーク鹿児島（電話 099-250-6071）

○ 障害者雇用支援・激励大会

日時 令和4年9月6日（火）13時30分～15時

場所 川商ホール（鹿児島市民文化ホール）

○ 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を開催中

職場内で共に働く精神障害、発達障害のある方々の応援者（サポーター）になっていただくため、障害に関する知識や必要な配慮等を学ぶ講座を開催しています。ご要望に応じて、事業所への出前講座やオンライン講座も行っています。

【問合せ先】

鹿児島労働局職業対策課（電話 099-219-8712）

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和4年6月分】

県内有効求人倍率 1.36倍（前月と同水準）

全国平均有効求人倍率 1.27倍（前月比0.03P増）

県内正社員有効求人倍率 1.09倍（前年同月比0.07P増）

全国正社員有効求人倍率 0.95倍（前年同月比0.10P増）

※ 鹿児島の雇用失業情勢は、求人に改善の動きが続いている中で、求職活動にも前向きな動きがみられます。新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ウクライナ情勢などに伴う原油価格や原材料の高騰、円安などが、雇用に与える影響も懸念されることから、引き続き、今後の動向を注視してまいります。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【トライアル雇用助成金】

●障害者トライアルコース、障害者短時間トライアルコース

「障害者トライアル雇用」は、障害者を試行的に雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

また、精神障害者や発達障害者で、初めは週20時間以上の就業時間での勤務が難しい方を雇用する場合、週10時間以上20時間未満の勤務から開始し、試行雇用期間中に週20時間以上の就業を目指す「障害者短時間トライアル雇用」の制度もあり、ご利用に当たっては助成金が支給されます。

ご相談や詳細確認は、県内ハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。



令和4年7月末速報値 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

	令和4年		令和3年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1,604	5	1,040	14	564	-9
1 製造業	208	0	191	0	17	0
1 食料品製造業	108		104		4	
4 木材・木製品製造業	14		14			
9 窯業土石製品製造業	12		13		-1	
11～12 金属製品製造業	14		8		6	
13～15 機械機具製造業	20		20			
上記以外の製造業	40		32		8	
2 鉱業	1	0	2	1	-1	-1
3 建設業	157	2	151	3	6	-1
1 土木工事業	73	1	52	3	21	-2
2 建築工事業	70	1	71		-1	1
3 その他の建設業	14		28		-14	
4 運輸交通業	106	0	116	2	-10	-2
1 鉄道・航空機業	1		6		-5	
2 道路旅客運送業	4		9		-5	
3 道路貨物運送業	100		98	2	2	-2
4 その他の運輸交通業	1		3		-2	
5 貨物取扱業	17	0	10	0	7	0
1 陸上貨物取扱業	5		4		1	
2 港湾運送業	12		6		6	
6 農林業	56	2	55	3	1	-1
1 農業	30		30	1		-1
2 林業	26	2	25	2	1	
7 畜産・水産業	70	0	54	1	16	-1
8 商業	154	1	126	2	28	-1
1 卸売業	17	1	15	1	2	
2 小売業	122		102	1	20	-1
3 理美容業	1		2		-1	
4 その他の商業	14		7		7	
9 金融・広告業	6	0	11	0	-5	0
11 通信業	16	0	11	0	5	0
12 教育・研究業	15	0	11	0	4	0
13 保健衛生業	683	0	174	0	509	0
1 医療保健業	406		74		332	
2 社会福祉施設	275		94		181	
3 その他の保健衛生業	2		6		-4	
14 接客娯楽業	52	0	55	0	-3	0
1 旅館業	12		9		3	
2 飲食店	27		27			
3 その他の接客娯楽業	13		19		-6	
上記以外の事業	63	0	73	2	-10	-2
10 映画・演劇業	0		0			
15 清掃・と畜業	31		40	2	-9	-2
16 官公署	1		0		1	
17 その他の事業	31		33		-2	
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	105	0	102	2	3	-2
第三次産業（8～17）	989	1	461	4	528	-3

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したものの。
- ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
- ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
- ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

令和4年秋の全国交通安全運動が始まります

運動期間 令和4年9月21日（水）～30日（金）

交通事故死ゼロを目指す日 令和4年9月30日（金）

- スローガン ルールとマナー 乗せて走ろう 秋の道
- 運動の重点
- 1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保
 - 2 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
 - 3 自転車の交通ルール遵守の徹底

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会

職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

健康増進法が改正され、2020年4月から原則屋内禁煙が義務化されています。職場での受動喫煙防止対策を行う際には、費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」を、ぜひご活用ください。

対象となる事業主

次の（１）～（３）すべてに該当する事業主が対象です。

(1)	労働者災害補償保険の適用事業主		
(2)	次のいずれかに該当する中小企業事業主		
	業 種		常時雇用する労働者数※1
	小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下
	サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下
	卸売業	卸売業	100人以下
	その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下
※1 労働者数が資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。			
(3)	事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主		

助成の対象となる措置

健康増進法で定める既存特定飲食提供施設に限ります。

①	喫煙専用室の設置・改修 (既存特定飲食提供施設)	<ul style="list-style-type: none"> 入口における風速が0.2 m/秒以上 煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること 煙を屋外または外部の場所に排気すること 	喫煙外の使用 ×
②	指定たばこ専用喫煙室の設置・改修 (既存特定飲食提供施設)	<ul style="list-style-type: none"> 入口における風速が0.2 m/秒以上 煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること 煙を屋外または外部の場所に排気すること 	喫煙外の使用 ○

助成内容

助成対象経費	助成率	上限額
上記①～②の措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	飲食店を営んでいる事業者は2/3 それ以外は1/2	100万円

- ・交付は事業場単位とし、1事業場につき1回のみとします。過去にこの助成金を交付された事業場は申請できません。
- ・同じ事業場で複数の場所に措置※2を講じる場合は、1件の申請としてまとめて申請してください。
※2 同時期に行う措置で、①～②のいずれか、または複数の組み合わせ。合計の場合も上限額は100万円です。

留意事項

この助成金の受給にあたっては、喫煙専用室の設置などの事業計画の内容が技術的および経済的な観点から妥当であることが必要です。そのため、特に経済的な観点の目安として、単位面積当たりの助成対象経費の上限額を下表のように定めています。

単位面積当たりの助成対象経費が下表に掲げる上限を超える場合、合理的な理由があると都道府県労働局長が認める場合を除き、単位面積当たりの助成対象経費上限額までで助成金の交付決定を行いますのでご注意ください。

交付対象	設置を行おうとする喫煙室等の単位面積当たりの助成対象経費上限額
①喫煙専用室の設置・改修	60万円/㎡
②指定たばこ専用喫煙室などの設置・改修	

例) 主たる産業分類が飲食店以外の事業場が3㎡の喫煙専用室の設置・改修を行う計画の場合、合理的な理由があると認められない限り、助成対象経費として3㎡×60万円/㎡=180万円まで（助成額にして90万円まで）しか認められません。

交付申請に必要な書類 *印の書類には所定の様式があります。

1	受動喫煙防止対策助成金交付申請書*
2	受動喫煙の防止に係る事業計画*
3	交付要件に該当する旨及び不交付要件には該当しない旨の申立を行う書類*
4	措置を講じる場所の工事前の写真（申請日から3か月以内に撮影したもの）
5	設置を予定している喫煙室や換気装置の場所など助成事業の詳細を確認できる資料
6	講じる措置が要件を満たして設計されていることが確認できる資料
7	事業場の室内とそれに準ずる環境で、措置を講じる区域以外での喫煙を禁止する旨を説明する書類
8	講じる措置に関する施工業者からの見積書の写し（2業者以上必要）
9	事業開始の特例に係る申請書（交付決定前に契約、支払などを行う場合のみ）
10	その他都道府県労働局長が必要と認める書類（既存特定飲食提供施設であることを確認できる資料等を含む）

労働局で保有している情報から助成事業者が要件に該当するか判断がつかない場合など、内容に不明な点がある場合は、確認のための追加資料を求める場合がありますので、ご注意ください。

●申請手続の流れ



※詳細は鹿児島労働局健康安全課へご相談ください（鹿児島市山下町13-21 TEL 099-223-8279）



厚生労働省 鹿児島労働局委託

《中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業》

鹿児島働き方改革推進支援センター

（受託者：鹿児島県社会保険労務士会）

年5日有給休暇
の確実な取得

施行済み

正規・非正規間
の不合理な
待遇差解消
同一労働同一賃金

施行済み

時間外労働の上限規制

◎原則として

月45時間・年360時間

◎臨時的な特別な事情があり労使が
合意する場合でも

・年720時間以内

・休日労働を含み、月100時間未満・
複数月平均80時間以内

（45時間超えは年間6カ月まで）

施行済み

自動車運転業務・建設業・医師・
製糖業は2024年4月1日施行

中小企業の
月60時間
超の時間外
労働割増賃
金率が5割
以上に変更

2023年
4月1日
施行

相談例

- ◆働き方改革って何をしたらいいの？ ◆不合理な待遇差って、どういうもの？
- ◆残業を減らしたいけど・・・？ ◆待遇差の理由の説明は？
- ◆有給休暇の取得の進め方は？ ◆何か役立つ助成金はあるの？

すべて無料

来所相談
（電話・メール）

セミナー



訪問コンサルティング
（企業訪問による相談支援）

事業主のご相談に **専門家（社会保険労務士）** が

お応えいたします。

相談
窓口

【鹿児島働き方改革推進支援センター】
鹿児島市下荒田3-44-18のせビル2階
（鹿児島県社会保険労務士会事務局内）

※E-mail hatarakikata@sr-kagoshima.jp

ホームページ

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/kagoshima.html>

連絡先

0120-221-255



来所相談、セミナー講師、訪問相談

すべて無料！

厚生労働省

鹿児島労働局

雇用環境・均等室

☎099-223-8239

厚生労働省委託事業 **令和4年度**

建設事業者のための

雇用管理研修のご案内

九州南部エリア

受講料
無料!

令和4年度建設労働者雇用支援事業（厚生労働省委託事業）では、建設労働者の雇用の改善等に関する法律に基づき、雇用管理に必要な知識についての講習を全国47都道府県にて無料で実施しています。

建設事業主には、**雇用管理責任者の選任義務**があります。

- ①事業場ごと（支店、営業所等）に選任が必要です。
- ②職別工事業も事業ごとに選任が義務付けられています。
- ③雇用管理責任者は新しい知識の習得及び向上が求められています。

雇用管理責任者の方が必ず知っておくべき事項を分かりやすく説明します!

対象となる方 雇用管理責任者、それに準ずる立場の方、雇用管理の知識を習得したい方、など

基礎講習

* 新型コロナウイルス感染対策として各自マスクを着用のうえ受講ください。

対面講習

講習時間/9:00~16:30

9月29日（木） 宮崎 [定員20名]

宮崎県トラック協会総合研修会館（宮崎県宮崎市恒久1-7-21）

10月12日（水） 鹿児島 [定員20名]

鹿屋建設会館（鹿児島県鹿屋市打馬2丁目1-4）

11月9日（水） 鹿児島 [定員20名]

オロシティーホール（鹿児島県鹿児島市卸本町6-12）

11月29日（火） 宮崎 [定員20名] ※会場が変更になりました。

都城市建設業協会 2階会議室（宮崎県都城市姫城町2-22）

基礎講習

* 会場で開催している講習をZoomにて配信します。

オンライン講習

講習時間/9:00~16:30

※一部講習時間が違う場合がございますのでご確認ください。

8月 26日（金）

9月 16日（金）・29日（木）

30日（金）

10月 13日（木）

11月 2日（水）・8日（火）

9日（水）・25日（金）

12月 2日（金）・16日（金）

コミュニケーションスキル等向上コース

対面講習のみ

●主な講習内容

講義とグループワークを通じて若年者や部下への関わり方、職場でのモチベーション維持・向上の手法等について事例を元にして学びます。

12月6日（火） 鹿児島 [定員20名]

講習時間/13:00~16:30

公社ビル 中会議室（鹿児島県鹿児島市新屋敷16番）

12月8日（木） 宮崎 [定員20名]

宮崎県トラック協会総合研修会館 研修室（宮崎県宮崎市恒久1-7-21）

- ◆原則お申し込みはWebサイトよりお願いいたします。※FAXでのお申し込みをご希望の方は下記問い合わせ先までご連絡ください。
- ◆研修終了後、修了証を交付します。※詳細なカリキュラムは専用Webサイトをご確認ください。
- ※参加者名及び企業名は厚生労働省へ提出いたします。

お申し込みは専用Webサイト から受付します

専用Webサイト

雇用管理研修

<https://koyoukanri.chosakai.jp>

※キャンセルの際は事前にご連絡ください
※体調不良等、急なご事情であれば当日でも結構です

お問合せ先

(株)労働調査会九州支社

〒810-0001 福岡市中央区天神3-9-25

☎ 092-713-1772



オンライン講習を受講される際のご注意

1. オンライン講習はZoomを使用して受講いただきます。事前にアプリケーションをダウンロードしてください。※専用Webサイト「オンライン講習のご注意」をご確認ください。
2. 受講日の10日前までの受付となります。
3. テキストは郵送、受講用のURLはメールで送付します。
4. 講義終了後、受講を確認できた方にアンケートのオンライン入力フォームをメールでご案内します。
5. アンケートを送信いただくと、修了証が発行されます。

受託企業 株式会社労働調査会

協力 建設業労働災害防止協会宮崎県支部 / (公社) 鹿児島県労働基準協会

外国人在留支援センターからのご案内

安全衛生班 フリーダイヤル 0120-816703
ナビダイヤル 0570-011006

外国人を雇用したい・している企業等を「フレスク」が支援

4省・2団体が各種支援策を実施

高度外国人材など外国人労働者を新たに雇用したい企業、あるいは現に雇用している企業や在留外国人に関わる諸課題に取り組む地方公共団体を支援することにより、外国人受入れ環境を整備するために、外国人在留支援センター（Foreign Residents Support Center → FRESC → フレスク^{*1}）が東京都新宿区四谷に令和2年7月6日に開設され、活動を開始しています。

^{*1} [外国人在留支援センター | 出入国在留管理庁 \(moj.go.jp\)](https://www.moj.go.jp/)

紹介動画↓

<https://www.youtube.com/watch?v=6BvwblqbvM8>

フレスクでは、多言語対応の総合受付のほか、法務省（出入国在留管理庁^{*2} 開示請求窓口・東京出入国在留管理局・多言語リーフレットによる在留相談対応・東京法務局人権擁護部・法テラス）、厚生労働省・外務省（外務省ビザ・インフォメーション）・経済産業省（日本貿易振興機構 = JETRO^{*3}）と国際観光振興機構・国際交流基金の2団体が連携して、各種支援策を実施しています。

^{*2} [外国人生活支援ポータルサイト | 出入国在留管理庁 \(moj.go.jp\)](https://www.moj.go.jp/)

^{*3} [高度外国人材活躍推進ポータル | ジェトロ \(jetro.go.jp\)](https://www.jetro.go.jp/)

外国人を雇用する際の各種の相談に無料で対応

中でも厚生労働省関係の「東京外国人雇用サービスセンター」^{*4}では、高度外国人材（留学生、専門・技術的分野の在留資格）の職業相談・紹介、就職面接会の開催、インターンシップの実施のほか、外国人雇用に関する情報提供・相談など事業主向けサービスを提供しています。

また、東京労働局労働基準部^{*5}が外国人特別相談支援室を開設し、外国人労働者の労働条件に関する相談に応じ、改善策を支援しています。

^{*4} [ホーム | 東京外国人雇用サービスセンター \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/)

^{*5} [外国人特別相談・支援室 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/)

産業医・専門家・通訳を配置して支援。講師も派遣。

さらに、公益社団法人東京労働基準協会連合会^{*6}が厚生労働省からの受託事業として「安全衛生班」を開設し、①相談窓口には産業医、専門家、通訳を配置し、外国人労働者を雇用する事業主や外国人労働者からの相談に一元的に対応する、②相談者の希望に応じ、個別に事業場を訪問して、安全衛生管理水準を診断したり、必要な改善を指導・支援する、③構内・構外協力企業集団、工業団地などの事業主集団の研修会への外国人労働者の安全衛生関係専門講師を派遣しています。

^{*6} [公益社団法人東京労働基準協会連合会：厚生労働省委託 外国人安全衛生管理支援事業 \(toukiren.or.jp\)](https://www.toukiren.or.jp/)

以上のサービスや支援策のご利用はいずれも無料です。

安全・安心は働く時の基本です。外国人労働者を現に雇用している、あるいは新たに雇用したいと考えておられる事業主の皆さん、生活習慣や言語・文化が違う中であって、外国人労働者が安全に、安心して、意欲的に働き、そして事業の発展に寄与できるよう「安全衛生班」の支援活動のご利用（無料）をお勧めします。

第81回

全国産業安全衛生大会



大会テーマ **太宰府の地 皆で学んで高めよう 安全・健康の知恵**

開催期間 令和4年 **10月19日(水) → 21日(金)**
 オンデマンド配信期間：令和4年10月19日(水)～11月4日(金)

会場 総合集会：マリンメッセ福岡 B館（福岡県福岡市）
 分科会：福岡国際会議場、マリンメッセ福岡 A館

参加費 一般 1名 16,500円（税込）
 中災防賛助会員 1名 8,250円（税込）

同時開催 緑十字展2022 マリンメッセ福岡 A館

総合集会 特別講演 **10月19日(水) 15:30～17:00**
 マリンメッセ福岡 B館

生命を捉えなおす
 ～動的平衡の視点から～

生物学者 / 南山学院大学教授 **福岡伸一氏**

特設ウェブサイト：https://online-academic-society.3esys.jp/jisha_talkai2022/
 詳しくは中災防ホームページをご覧ください。（5月上旬オープン予定）



- 主催：中央労働災害防止協会 ●協力：公益社団法人福岡県労働基準協会連合会
- 協賛：建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会
- 後援：厚生労働省、国土交通省、環境省、スポーツ庁、警察庁、ILO 駐日事務所、福岡県、福岡市、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会、福岡県経営者協会、福岡県職工会議所、福岡県商工会議所連合会、福岡県商工会連合会、福岡県中小企業団体中央会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、公益社団法人日本保安用品協会、NHK 福岡放送局（協賛/不詳/申請中を含む）

全ての働く人々に安全・健康を～Safe Work, Safe Life～

JISHA 中災防
 Japan Industrial Safety & Health Association

中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 イベント事務局
 TEL：03-3452-6402 <https://www.jisha.or.jp/>

安全衛生活動の活発化を図る方策としてその実施を促進することとしている危険予知活動定着のための

ゼロ災運動KYT

(危険予知訓練)

主催：中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンター
協力：公益社団法人鹿児島県労働基準協会

令和4年度

基礎2日間コース
鹿児島会場のご案内

トレーナー研修会

日頃からゼロ災害全員参加運動（ゼロ災運動）の普及・定着にご理解ご協力を賜り御礼申し上げます。
ゼロ災運動は、「一人ひとりカケガエノナイひと」、この人間尊重の理念が、運動の出発点となります。つまり、この運動の最大の特徴は、「人を中心におく運動」だということです。これは、40年以上全く変わらない原点です。いくら良いシステムや仕組みであっても、それを動かすのは人であることを忘れてはいけないと考えております。
企業を取り巻く社会環境が変化する今、改めて、**KY活動、指差し呼称、健康KY、4S**といった**職場風土を耕す道具の有効性を再認識**し、全員参加で安全と健康を先取りし、**明るく生き生きとした職場風土づくり**を目指す、ゼロ災運動の普及・定着のために、研修会参加をお待ちしています。なお、今回は、新型コロナウイルス感染拡大防のため定員を減らすなどの対策を講じて実施しますのでご協力のほどよろしくお願い致します。

- 【日 程】** 令和4年10月13日(木)～14日(金) 2日間
- 【時 間】** 9時00分から17時00分まで（受付開始8時30分～）
- 【会 場】** オロシティーホール 二階大会議室 〒891-0123 鹿児島市卸本町6-12
TEL 099-260-2111 / FAX 099-260-2109
- 【対象者】** 職場の監督者、安全衛生スタッフ等
- 【内 容】** 危険予知訓練活用技法（実技）
KYT基礎4R法、ワンポイントKYT、自問自答カード1人KYT、KYTトレーナー演習などを役割演技・金魚鉢方式によって体験学習します。
- 【定 員】** 36名（参加者をチーム別に編成して討議します。）

【参加要領】

●参加費

区 分	基本金額	備 考
会員（注1）	22,770円	参加費は1名分で資料代、消費税を含みます。 (昼食は各自準備願います。)
一般（非会員）	25,300円	

(注1) 会員とは中央労働災害防止協会の賛助会員又は鹿児島県労働基準協会の会員事業場のことです。

- 修了証：閉会時に修了証を交付します。
- 申込締切日：9月16日(金)まで（期限までに定員になりました場合には締切ります）
- 申込方法
 - ① 本案内書の「ゼロ災運動KYTトレーナー研修会申込書」に必要事項をご記入の上、お申込みください。
※申込書提出先は、鹿児島県労働基準協会です。
参加証は開催日10日前頃送付いたします。
 - ② 参加費は、申込み締切日までに下記銀行に振込み願います。
請求書・領収書が必要な方は申込書の通信欄にご記入ください。
- 振込先 取引銀行 福岡銀行 奈良屋町支店
普通預金 口座番号 1163225
口座名 中央労働災害防止協会
九州安全衛生サービスセンター

- ※振込手数料は貴社にてご負担願います。
- ※開催日7日前以降の取り消しについては、次のキャンセル料がかかります。
 - ① 開催日の7日前～開催前日は参加費の30%
 - ② 開催当日は、参加費の100%
- 振込先の所在地等

中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンター
〒812-0008 福岡市博多区東光2-16-14 TEL 092-437-1664

会場MAP



申し込み・問い合わせ先

〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16-16

(公社) 鹿児島県労働基準協会 TEL 099-226-3621

申し込みファックス番号

FAX 099-226-3622

ゼロ災運動KYTトレーナー研修会申込書（鹿児島会場）

参加希望日	令和4年10月13日・14日			事業場規模	<input type="checkbox"/> 50人未満	<input type="checkbox"/> 50～99人
ふりがな					<input type="checkbox"/> 100～299人	<input type="checkbox"/> 300人以上
事業場名				業種		
所在地	〒 (-)			会員について		
				<input type="checkbox"/> 非会員（一般）		
				<input type="checkbox"/> 鹿児島県労働基準協会会員又は 中災防賛助会員		
連絡担当者	フリガナ	所属		役職		
	氏名	電話		F A X		
	E-mail					
参加者	フリガナ	所属・役職名		年代をご記入ください。	No.	
	氏名	男・女		<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 60代以上		
	フリガナ	所属・役職名		年代をご記入ください。	No.	
	氏名	男・女		<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 60代以上		
	フリガナ	所属・役職名		年代をご記入ください。	No.	
	氏名	男・女		<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 60代以上		
参加料は	月	日	1. 銀行振込	通信欄	受付	参加証
¥		円	※振込手数料はご負担をお願いします。 2. 現金書留で送金			

(注) 受付・参加証・No.には記入しないで下さい。

※今回は、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、定員を減らしての実施となります。

※ご記入頂いた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申し込みいただいたサービスの確かな提供のために使用するほか、当協会が行う各種セミナー、出版する図書、コンクールへの応募勧奨、アンケートのご案内、その他公益的な観点からの情報提供に使用することがあります。

個人情報の二次利用に同意されない場合は、右の□内にチェックマーク（✓）をご記入下さい。

同意しない

令和4年10月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分 (鹿児島市七ツ島1-6-2)

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者 又は受講資格	
技 能 講 習	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 10/3~10/7 【科目免除者】 10/3~10/4	9/5~9/9	【全科目者】 会員 31,450円 一般 32,450円 【科目免除者】 会員 20,450円 一般 21,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
	玉 掛 け	10/3~10/5	9/5~9/9	【全科目者】 会員 22,470円 一般 23,470円 【科目免除者】 会員 20,270円 一般 21,270円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	乾燥設備作業主任者	10/6~10/7	9/5~9/9	会員 12,640円 一般 13,640円	【受講資格】 ・乾燥設備の取扱作業に5年以上従事された方 等 ※会場がオロシティーホールとなります。
	小型移動式クレーン運転	10/11~10/13	9/12~9/16	【全科目者】 会員 28,970円 一般 29,970円 【科目免除者】 会員 26,770円 一般 27,770円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 10/17~10/21	9/20~9/22	【全科目者】 会員 66,430円 一般 67,430円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者
		【科目免除者】 10/17~10/18		【科目免除者】 会員 36,730円 一般 37,730円	
	車両系建設機械運転(解体用)	10/17	9/20~9/22	会員 18,030円 一般 19,030円	【受講資格】 ・車両系建設機械運転(整地等)技能講習修了者
	有機溶剤作業主任者	10/20~10/21	9/20~9/22	会員 13,080円 一般 14,080円	※会場がオロシティーホールとなります。
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	10/26~10/28	9/26~9/30	会員 18,910円 一般 19,910円	
	[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	10/31~11/1	10/3~10/7	【全科目者】 会員 31,270円 一般 32,270円 【科目免除者】 会員 30,170円 一般 31,170円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
床上操作式クレーン運転	10/31~11/2	10/3~10/7	【全科目者】 会員 29,280円 一般 30,280円 【科目免除者】 会員 27,080円 一般 28,080円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
教習	移動式クレーン運転実技教習 (5t以上) [実技免除]	10/24~10/29	9/26~9/30	【全科目者】 会員 91,565円 一般 92,565円 【学科免除者】 81,400円	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目となっております。)
特別教育	研削といしの取替え等(自由研削用)	10/12	9/12~9/16	会員 11,220円 一般 12,320円	
	クレーン運転	10/24~10/25	9/26~9/30	会員 17,080円 一般 20,380円	
その他	職 長 教 育	10/13~10/14	9/12~9/16	会員 12,980円 一般 16,280円	
	安 全 衛 生 推 進 者	10/18~10/19	9/20~9/22	会員 12,530円 一般 13,530円	

岩川地区での講習会のお知らせ

志布志支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL099-472-4877 FAX099-472-4833

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
玉 掛 け	10/18~10/20	9/20~9/22	【全科目者】 会員 22,470円 一般 23,470円 【科目免除者】 会員 20,270円 一般 21,270円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者

大島地区での講習会のお知らせ

大島支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0997-53-5487 FAX0997-53-6270

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	11/9~11/10	10/3~10/7	会員 13,080円 一般 14,080円	
石綿作業主任者	11/11~11/12	10/3~10/7	会員 13,080円 一般 14,080円	

- 〈備考〉
- 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
 - 2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、案内書をお取り寄せください。
 - 3 新型コロナウイルス感染拡大等の状況によりましては、急遽、中止又は延期する場合があります。予めご了承ください。